

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第96回理事会

平成19年2月

第96回女性のためのアジア平和国民基金理事会

および第76回運営審議会

平成19年2月26日(月)

アルカディア市ヶ谷 白根

18:00～21:00

【1】定足数報告

【2】議事録署名人選出

【3】議題

1. 医療福祉支援再追加事業について
2. 記者会見及び感謝の会について
3. その他

資料

ページ

【議案事項】

1. 医療福祉支援再追加事業について 1-6
2. 記者会見及び感謝の会について 7-12
3. その他

日本軍「慰安婦」運動にあらわれた民族主義的傾向

金貞蘭 (キム・ジヨハナ)

訳・解説・李順愛

九二年に始まった水曜デモは三頁、七〇〇回を超えた。毎週水曜日、日本大使館の前でおこなわれるこの行進には、日本軍「慰安婦」だった被害者たちといくつかの女性・市民団体が参加している。かれらの要求事項は「日本政府の公式的な謝罪と賠償」に集約できる。日本軍「慰安婦」問題を解決するための運動は息をききつつ進められ、多くの可視的な成果をあげて今日にいたっているが、被害者たちが満足できる結果を引き出すことはできなかったようだ。人の境をこえる年齢の被害者たちは、毎週水曜日、いざいとして日本政府にむかってスローガンを叫んでいる。

「慰安婦」問題が大きな社会的イシューであることもに民族的な関心事として多くの人々によって共感されたことには

く、これを歴史的、分析的に究明する研究者は少数だった。そのうえ、「慰安婦」問題についての研究者は同時に作家である場合が多いため、「慰安婦」運動それしたいが批判的に評価される機会も少なくなかった。つまり、「慰安婦」運動の内部では具体的この問題とどのような問題として見るのか、すなわち「民族」の問題としてみるべきなのか、あるいは「女性」の問題としてみるべきなのかという観点の問題がたえず提起されてきた。

「慰安婦」問題は植民支配下の民族問題であるとともに強姦や性売買をふくむ性暴力の類型であり、その被害者の性質上、被害者自身がその事実を隠してきただけで、複合的な女性問題の形態をおびている。また、貧しい家の未婚女性がそ

の主たる動員の対象だったことで、階級問題をかかえている。このように、いろいろな要素が複合的にからみあっている「慰安婦」問題を、ある一つの側面で裁断することは不合理なばかりか不可能である。そうしたことから、観点をめぐる議論はある一つを選択する「著者」の問題であるよりは、強調点の差異、あるいは、二者つまり「民族」と「女性」の両方をもととする観点を差異だと考えられる。

この文章で筆者は、具体的な「慰安婦」運動の進行過程において、「慰安婦」問題をみる「観点」がどのように表出されているのか、とくに「民族」に強調点をおいて「女性」の問題を「民族」というより大きな範疇に含まれるとみる民族主義的な傾向に焦点をあわせ、これに批判的に言及し、残された問題を点検しようと思う。それは次の三つである。韓国対日本という民族的な対立の設定が生みだした「被害者の観点」の問題、日本人「慰安婦」と朝鮮人「慰安婦」、性売買と性奴隷制を区分する根拠におかれている性暴力にたいする認識の問題、そして最後に、国民税金にたいする対応の過程であきらかになった「被害者中心主義」の問題である。

1 被害と加害の二分法……「被害者の観点」の問題

「慰安婦」運動ははじめから、民族差別と女性にたいする性暴力という二つの観点によって牽引されてきた。それは、

国内では主として民族受難のさまざまな事例として共感され、国際的な場では「現在も続く女性にたいする暴行」の問題として提起されてきた。「慰安婦」運動の主体はこの二つの観点をもとに堅持していたが、「慰安婦」問題を民族救済政策とみることに現われているように、優先的に民族問題としての認識を基盤とした。後者の問題認識は、たぶん国際的な運命の必然性という次元から堅持されたものといえる。

日本の加害性を強調し、憤怒に裏打ちされる民族感情にうったえる「慰安婦」運動の戦略は、かなりの大衆的な呼応を惹起し、なによりも生存者たちの出現を可能にさせた。生存者たちを五〇年ちかく沈黙させた強力な性規範（性暴力、性売買の被害者にたいする烙印）にもかかわらず、彼女たちが口を開くことができたのは、いつした民族的な同質感に基盤をおくことではじめて可能であった。このように加害国日本と被害国朝鮮という二分法的な思考をもとに、「慰安婦」運動は、「対日本闘争」としてその戦略的な路線を明確にした。

「慰安婦」政策を植民政策の一環として把握するときに強調されるのは、日帝の収奪や政策が過酷で残酷だったという点である。その過酷さは「男性には地獄のような労働、女性には地獄のような強姦」と表現される¹⁾。しかし、この観点は、日帝の残酷さをよくあらわしているが、女性が経験した被害の特殊性、そして朝鮮の男性たちによっても慰安所が利

罪を犯したと見なされ、その責任を問われる。

「慰安婦」問題は日本と韓国という二つの国々の間で、日本が加害者として責任を負っているという認識が、両国間で共有されている。しかし、日本が加害者として責任を負っているという認識が、両国間で共有されている。しかし、日本が加害者として責任を負っているという認識が、両国間で共有されている。しかし、日本が加害者として責任を負っているという認識が、両国間で共有されている。

「慰安婦」問題が導かれる道徳的、民族の問題と個人の権利問題、すなわち植民地支配の問題と「慰安婦」問題とは、ある点で共通している。そして前者は後者を吸収してしまっている。わが国が置かれている韓国社会の状況をあらわしているのかもしれない。日本によって経験した被害の賠償が現代史の符号的記号のなかで通称にすぎない。韓国側の行為が内部的にも批判されないという時代錯誤の状況にある。過去の歴史にたいする適切な反省と被害者の救済は多くの韓国人の強烈な要求として残っている。こうした状況は、民族という大義からめくられ個人の人権を主張できる社会状況への成熟をせよとめる社会的、認識的な限界をいえるだろう。

「慰安婦」運動の過程でもっとも注目されるのは、韓国が日本という国家の威嚇の形である。これは、われわれ（民族）が日本帝国主義の被害者であるという「被害者の観念」の形である。また、韓国のすべての国民は日本の植民地政策の被害者である。しかし、「慰安婦」問題では自らに責任を負う被害者がある。にもかかわらず、こうした事実をともに看過されてきた。これは日本は「加害国」として、日本人は加害者として表現される。しかし、加害国の成員がそのまま被害者であるわけではなく、被害国の成員がそのまま被害者であるわけでもない。「加害国」は日本のなかには「慰安婦」犯罪と関連して、実際の加害者と被害者が存在し、「被害国」は韓国のなかにもやはり被害者のみならず、加害の役割をこなした人々がいる。こうした点で、「加害国」「被害国」という用語は厳密な意味で妥当な表現ではない。

「わが国（朝鮮人）が被害者」という観点にたつと、二つの問題が提起される。問題解決の主体としてのわれわれ自身の役割が曖昧不明になるといえる。われわれ内部の差異を考慮するようになることである。問題の原因を日本の一方的な進出行為や通商とみなすとき、問題の解決もやはり彼らの反省と賠償として認識できる。しかし問題の原因と責任は一方的に、そして全的に日本にあるのではなく、問題の解決もやはり究極的にはわれわれにかかっている。問

題の責任を外部の相手に転嫁し、みずからは無気力な位置にたとうとする「被害者の観念」ではなく、責任ある「省察的な観念」が求められている。前者は加害と被害、抑圧と被抑圧、善と悪、日本と朝鮮という過度の二分法を結果し、「われわれ」と「かれら」の内部の差異を見られなくしてしまう。被害者への加害者の行為にくわわった多数の朝鮮人が存在し、こうした動員を可能にした朝鮮の状況があった。植民地の動員として抵抗しがい地点はあったが、加害者の行為は強制によるものだけではなく、「慰安所」の経営者と管理者のなかには朝鮮人が少なくなく、朝鮮のなかで当時、人身売買が横行していた。娘を売って家族を救うという女性を犠牲にしたイデオロギーが彷彿とし、これを内面化していた女性たちはわが国ではあったが、みずからすすんで自分の身体を紹介所に売ったケースもある。

こうした点で、朝鮮人として、女性として、貧しい家の娘として、彼女たちが経験した重層的な被害は、被害国全体のものとして抽象化することはできない。したがって、彼女たちに少なくない苦痛をあたえた韓国社会内部の多様な差別と不平等の状況を点検する必要がある。

2 日本人「慰安婦」と朝鮮人「慰安婦」の区分 ——性暴力にたいする理解の問題

「慰安婦」問題にたいする日本の第一・第二次の政府報告書が発表された「慰安婦」運動の初期から、「慰安婦」運動の主体たちは日本人「慰安婦」と朝鮮人「慰安婦」を分けてきた。両者を分ける態度は、日本対朝鮮という対立構図をかかげる民族主義的な観点が性の通念についての不十分な認識と連関する状況であられたものである。公娼出身の日本人「慰安婦」とは異なり、朝鮮では「処女」が「強制」で動員されたという主張は、二〇〇〇年に女性国際法廷が関与されるとまで続いた。

日本人の被害女性と朝鮮人の被害女性の両者を充容類型と性奴隷型に分ける態度は、複合的な要因によって続いた。その一つは、韓国社会がもっている慰安婦の「被害者像」と充容婦のイメージの不一致である。「純情な朝鮮の乙女」として異文化された被害者のイメージが共感と抱擁の対象だとすると、充容婦のイメージは通念上、強力な非難と排除の対象であるからだ。こうした二つのイメージのあいだの不一致は、活動家たちをして、充容婦にたいする非難に挑戦するよりは、「慰安婦」は充容婦ではない」という主張を披瀝させた。

しかし、ここで前提になっているのは「強制」と「自発」

という数種の文は、反女性権的な現象である。公認に前送される「自愛論」は、女性の名誉を国民の名誉によって規定する憲法原理を前提にあり、一方で女性権の否定を主張しつつ、他方で女性権を保護する根拠として使われてきたからである。ふたつを比べると、「強制」よりもむしろ女性権を保護する根拠として使われてきた「自愛」と「強制」への二分法的な思考は、女性に責任を転嫁する男性中心的な思考をそのまま複製している。

戦後（一九四五五年八月三十一日）後、政府に送られてきた生計者たちは、まさにこの二分法的な女性にたいする責任をめぐって苦しめ、これによってはいよいよ苦境にさらされ、結果的に長い時間、沈黙をまもるはたなかつた。強制によってつくられたのは真の被害者だが自愛性を含む公認の被害者とは異なるという「被害論」運動の主体たちの主張は、不幸にもつくられた被害の二分法にもとづいている。明白なのは、つくられた区分を無意味にする構造的な強制にたいしては無力な点で、「被害論」運動の核心を看破することはできないといえるのである。

同じ脈絡で、「性奴隷」という表現は、「被害論」被害者をその他の性被害の被害者と区別することに使われてきた。それによって、性被害そのものに排他性をもたせ、性奴隷制す

なものを「被害論」被害者と区別して責任をゆがめられた。しかし、性被害の問題にほかならずとも「被害論」問題に限定するということには限界がある。被害者たちの経験した被害は、性被害の被害のなかで展開された構造的な性暴力、すなわち「強制」と強制された性被害は、そのなかからである。

日本人「被害論」と朝鮮人「被害論」は民族アイデンティティを異にするが、階級的な背景と性暴力の被害者としての経験を共有している。正確に言えば、日本人といふことには同じ被害者といふこと、すなわち日本人被害者といふ日本人女性と朝鮮人に切り合っていること、すなわち被害者である。彼女たちは似たような境遇の女性として、たがいの事情を強く把握していた。日本人「被害論」たちが「自愛論」に被害を還元した公認だとしても、彼女たちは同じ場所でも同じ取り扱ひをうける性被害者だ。

いかにいっても事実上、韓国と日本という国家的な境界が強制されること、適用されることはなかった。韓国という被害者と日本という加害者の対立的な設定は、日本人「被害論」たちの性被害の被害者ではない存在として停止をせよとせよ。いかにいっても、民族排別の対象だった「被害論」の成員として名前を呼ばれるとき、韓国人「被害論」は日本人「被害論」と異なり、性的な被害と関係のない韓国の女性たちとともに一つの範疇にたてられるようになったのである。民族の間

質性が強調される態度の空間で、同じ性的被害者である日本人「被害論」の苦痛に共感する姉妹愛的な認識はけつして許されなかった。女性国際法廷で公式に日本人被害者の被害事実が認定されるまで、朝鮮人と日本人の被害者の「質的」な区別が続いたことは、「被害論」問題において民族的な被害の次元が強調されると同時に、性的な被害の次元が縮小されて理解されていたことを示している。

3 国民基金にたいする対応 ——「被害者中心主義」の問題

日本が提示した「被害論」問題にたいする金銭的な解決方式である国民基金は、被害者の活動家や被害者たちの強力な反対を呼び起こした。国民基金の限界についての活動家たちの判断は、日本の内部の政治状況にたいする詳細な認識のうえでなされたものだった。それは政治的な妥協の産物であり、その限界もまた明白であった。しかし、国民基金にたいする反対を貫徹する過程で、一部の生存者の立場が一方的に批判されたことについては分析と反省を要する。

国民基金をめぐる活動家と被害者の分裂があらわれ始めたのは、持続的な国民基金への反対運動にもかかわらず、九七年一月、七名の被害者が国民基金を受領したときからのことである。これに対する運動団体の即座の反応は、受領者た

ちの行動を非難するものであり、その基調は「お金のために民族の自尊心に泥を塗った」というものだった。その後、被害者たちの生活苦を解決するために「被害者ヘルプ・センター」を市民連帯が発足し、心情的、経済的な支援を全国民に訴える市民基金を始めた。これとともに、日本の国民基金に連じる一定額を韓国政府次元で支援する施策が策定された。しかし、こうした市民基金と政府支援金が国民基金の受領者には支給されないことによって、活動家と生存者、生存者と生存者の間の分裂が深化した。

水曜テモのローガンに現われているように、「被害論」運動が提起した「被害論」問題の根本的な解決策は「日本政府の公式的な謝罪と賠償」である。国会決議をとった謝罪と、国家的次元の法的賠償の原則は、譲歩できないものとして提示されている。そして、そうした原則のもとで、国民基金をふくむその他の解決の努力は推進を容認とみなされた。もちろん、運動の内部でも強硬な拒否の動きだけがあったわけではない。活動家が十分な情報を提供するにせよ、国民基金を受領するかしないかの最終的な選択は当の被害者にまかせるべきだという主張があったが、こうした少数の活動家の主張は受け入れられなかった。

国民基金の受領を阻止する過程は、基金の受けとりを望む被害者たちを「愚者」とみなすことによって正当化された。

国の富の担い手として、国民的・健康的な生活を営むべきとなる
 職業病患者として認識されることで、被害者としての地位は保障
 されます。これを以て、これが活動家の真意となつた。そのことは
 国民年金という点から日本の経済状況とする民族紛争意識
 と活動家たちの二重の主張が前提とされている。こうした状
 況で、国民年金を受けるとした一部の被害者たちは「被害者」と
 いう扱われ、彼らたちの主体性は没収されたのである。

女性主義的な洞察は、女性の経験が外部のイデオロギーによって、あるいは女性を排除した制度や構造の要求によって、統制されたり抑圧されたりしてはならないと語っている。女性は、彼女自身の経験の所有者として、行動と判断の主体として、尊重されなければならない。「池安雄」運動において被害者がどのような位置を占めているかは、日本の国民基金にたいする対応の過程に端的に現れている。国民基金と関連して、被害者たちは選択と判断の主体であるよりは、説得と啓蒙の対象だった。

一方、ファイリビンの支援団体であるリタ・ドリビーナは、露国とは異なり、より柔軟な戦略をとった。被害者の意思にしたがって国民基金を受け取る（これを認める一歩は甚）と同時に、日本國家を相手に法的な責任を問う同時的戦略がそれである。こうした戦略的な柔軟性は、リタ・ドリビーナが日本という一國を対象にして闘いを限定するのではなく、闘い

の中心に民族主義者を位置づけたという点である。軍閥組織の立場が異なつた場合にか、彼等だけは口先だけを異議したり排除したりはしなかつた。いやいやではあるが、軍閥の族長、戦争の中心には彼等が、日本が、そして植民地支配にたいする軍閥民族の情熱が存在していた。日本にたいする既見を違へるなかで、民族主義的な思考が中心的な価値となり、その過程で、当事者である彼等者たちの要求は優先順位において遂に主張いやられるものになつたのである。

国民基金の受領をめぐる被害者の間の分裂は、国民基金にたいする立場の違いから始まったが、国民基金と政府支援金を基金受領者には許さないという運動の方針により、それはいっそう強化した。「基金に不当なお金」という公式を既定し、「拒否」以外のどのような方法も許さない（野矢雄一）運動の戦略は、結果的に一部の被害者にたいする排除を既成事実化し、被害者の間の分裂を強化させた。こうした状況がもたらされた背景には、一方的な解決策を提示した国民基金側の傲慢と、受領拒否という唯一の対応だけを被害者に許容し、活動家たちの判断と決定が安易にされている。

知識人活動家によって主導された「野矢勉」運動の民族運動的な傾向は、被害者個人の選択よりは越国人の解決されなかつた問題、すなわち傷ついた民族の自尊心の回復に優先性を置き、結果的に団体と意見を異にする少数の被害者たちを

同様に、 α と β の間に

「慰安婦」被害者たちの経歴は、非常に複合的で多面的である。彼女たちは被植民地人であるとともに、貧しい家の娘、性差別的な社会に生きている女性として、遠く他郷で持続的な性暴力の被害をこうもつた。また帰国後には、韓国社会の暴力な性規範によって、自分の被害について沈黙するほかなかった。「慰安婦」被害者の経歴は、このように民族的、性的（性暴力と性規範）、階級的な被害の側面をもつ。しかしこれまで見てきたように、韓国の「慰安婦」運動において「慰安婦」問題は、一次的に民族の問題として上程され、それは次のような結果をまねいた。

まず、被害者たちは口を開くことはできなかったが、声の主人にはなれなかった。彼女たちの声は民族的な共感を惹起する、あらかじめ準備された特定のセクティンクサの中でのみ傾聴された。彼女たちは「強制によって引っぱていかれた純真な朝鮮の乙女」として典型化され、民族的な被害の歴史的清算という、より優先的な課題の前で、彼女たちの具体的な経緯や立場は過去のものも現在のものも注目されにくかった。

また、「民族」への選択的な注目は、その他の問題にたいする看過、あるいは不十分な認識を生みだした。「駐安婦」問題が加害国に責任を問う民族問題として認識されることで、

韓国社会の内部に存在するさまざまな女性差別的な慣行や階級的な差別の問題が提起されにくかった。加害国日本と被害国朝鮮という民族的な対立の設定は、「慰安婦」イシューの核心的な問題、すなわち家父長的な性規範と女性の性的対象化、商品化の問題、そこにかみあう階級差別的な状況に、十分に挑戦することのできなくさせたのである。

筆者は、「慰安婦」運動と関連して残されているいくつかの課題のうちの一つは、男性中心的な性観念にたいする根本的な挑戦だと考えている。(外国／自国の軍隊の)男性の必要と欲求のために、(植民地／占領地／自国の／外国の)女性の身体を使用できるという考え方が、挑戦をうけなければならない。こうした思考が、第二次大戦後の日本に連合国のための日本人「慰安婦」を組織させ、朝鮮人強制労働者のための企業慰安婦を存在させ、朝鮮戦争時に韓国軍「慰安婦」を可能にさせた。これは、韓国に売られてきた多くの外国人の性売買女性が韓国の男性を相手にしている現実、そして、外国人と内地人を相手にしている韓国の性売買女性たちをこの地に存在させている基本的な思考方式である。これにたいする挑戦は、第二次大戦時の日本の軍隊に限定されない。「慰安婦」の存在しにたいする問いかけであり、こうした制度を正当化しつつ同時に女性を非難する家父長的な性規範にたいする挑戦である。

マイケル M. ホンダ 下院議員 のスピーチ

アジア、太平洋、地球環境小委員会
外交委員会

米下院

「慰安婦」の人権の保護についての公聴会

2007年2月15日(木)

ファレオマヴァガ議長、この歴史的な公聴会を開催したことを感謝します。そして、小委員会で私に証言するよう招待して頂いたことを感謝します。また私は、慰安婦悲劇についての私の考えを共有する機会が与えられたことを有難く思っています。これについては、私の親友であり私たちの元同僚レーン・エヴァンスが長い間、連邦議会でも取り上げられるべきだと主張しておられました。

小委員会の委員の方々がご存知のように、私は第二次世界大戦中に日本帝国軍が若い女性や少女に性奴隷になることを強制したことを明瞭であいまいな所のないやり方で認め、謝罪し、それに対する歴史的な責任を果たすように日本政府に要求する決議 H.Res.121 を最近上程しました。

遠回しに「慰安婦」として知られる、これらの踏みにじられた女性たちには、アジア諸国からだけでなくオランダ人女性をも含まれていますが、あまりにも長期に渡って、尊厳と名誉を拒まれてきました。

慰安婦に正義を求めることに対する私の関心はサンホセで学校教師をしていた頃に始まりました。20年前、私は日本の文部省が検定合格教科書から慰安婦悲劇を省略するか、控えめに扱おうと努めていることを知りました。歴史的な和解に興味を持っていた一教師として、私は詳細から尻込みせずに、悲劇と不正を教え、話すことの重要性を知っていました。正直さと率直さなしでは、和解の土台にはなりません。

私は日本が元敵国との間で長年、未決着にしている歴史問題についてその後も研究を続け、ついにはカリフォルニア州議会での和解への努力にまで至りました。1999年には、私が州議会両院合同決議 27(AJR27)を書きました。それは、南京大虐殺の被害者、慰安婦、および奴隷労働者として使われた捕虜に謝罪することを日本政府に要請するように議会に求めたものでした。決議は最終的に可決されました。

AJR27 が可決した後ほぼ9年経った今、私は超党派で H.Res.121 を支持して下さる下院の同僚数人と心を共にして立っています。わたしたちと一緒に慰安婦生存者の方々もおられます。この決議を迅速に成立させるために、この委員会と議会は緊急に行動すべきです。これらの女性は高齢です、そして1日1日と過ぎるごとに生存者の数は少なくなります。今私たちが行動しなければ、私たちは慰安婦の苦境に対して正当に責任を認めるように日本政府を励ます歴史的な機会を逃すこととなります。

日本の選良はこの問題と取り組む処置を行い、それについては彼らは賞賛されるべきです。1993年に、日本の当時の内閣官房長官河野洋平は、慰安婦に関する好意的な談話を発表しました。それは、政府の彼女らの苦難に対する心からの謝罪および遺憾の念を表明したものでした。

加えて、日本はアジア女性基金を通じて慰安婦生存者に金銭補償を提供しようとしました。同基金は慰安婦への償い为目标とするプログラムとプロジェクトを実行する目的をもち政府主導でかつ拠出金の大部分が政府から来た民間財団です。このアジア女性基金は2007年3月31日に解散されます。

しかしながら、河野長官談話を調査し、恐らくは撤回しようとする日本の与党自由民主党の何人かの古参党员による最近の試みには落胆させられますし、また日本のこの問題についてごまかしの汚点をつけるものです。

加えて、私はアジア女性基金の創立や、この基金から数人の慰安婦に対して配られた金銭的補償とそれに添付された過去の首相の謝罪を評価していますが、現実には、大多数の慰安婦生存者は日本政府からの真実で明白な謝罪なしに、これらの資金を受け取ることを拒絶しました。実際、あなたがたは今日聞くこととなりますが、多くの慰安婦が謝罪の言葉はわざとらしく、不誠実だと感じて、金銭補償に伴う首相の謝罪状を返還しました。

議長殿、私の意図を明確にすることをお許しください：この決議は歴史的な和解とそれからの前進を与えます。これはいかなる形でも私たちと日本との強い関係を損なう意図はないし、そうすべきではありません。私は、多数の方々がこの決議は不必要であると強く感じているというふうに聞いております。あまりに過去に注目し過ぎだ、また日本との私たちの同盟関係と共に(アジア)地域の安定に否定的な影響を与えるのではないかと心配だと。

これらの心配には根拠がありません。慰安婦悲劇に対する責任を取ることは日本ほどの偉大な国家にふさわしい行為だと強く感じます。私はまた歴史的な懸念事項がようやく解決して、この問題についての和解が(アジア)地域における(国家)関係に肯定的な効果があるだろうと強く感じています。

私は下院の議員たちが歴史的に意義ある問題についての謝罪が重要であること、そして、それらが違いを調和させ、過去の行為を償う試みの中で最初のそして必要な一歩であることを国会議員が理解するように求めます。私たちの政府は自身で誤りを犯しました。しかし、分別をもって、悪事を認めるという困難な選択をしました。

例えば、1988年に下院はH.R.442 市民的自由法を可決し、ロナルド・レーガン大統領はそれに署名して、法律になりました。それは、第二次世界大戦中に捕虜収容所に不当にも入れられた、日系米国民への正式な謝罪でした。幼児のとき捕虜収容所に入れられた者として、私は過去に無知であってはならないこと、また間違いを認める政府の措置による和解だけが永続する唯一つのものだということを身をもって知っています。

強制収容によってその市民・憲法上の権利が侵害された多くの日系アメリカ人にとって、歴史の暗い一章は1988年市民的自由法によって閉じられましたが、それは40年以上経った後に出現しました。賠償を求めることは長く骨の折れる旅路でした。しかし、謝罪が一旦来たとなると、明らかで、あいまいなところはありませんでした。平和な国際社会の成長を促進するために、また私たちが最終的に安心できるように、過去の問題をとり扱うことを要求して和解を求めることは私たちの世代がやるべき正当なことです。

議長、和解とこの女性たちの正義のために、私は一生懸命に働き、この3人の生存者にワシントンへ来ていただきました。イ・ヨンスさん、キム・クンジャさん、そしてジャン・ルフ・オヘルネさんの方々です。彼女たちは女性に対する戦時暴力の顔であります。彼女らの言葉は単なる歴史ではなく、今も継続する紛争下の女性が被る組織的虐待をも語るものです。この決議が不要だと感じておられる議員の方々はこの3人の女性を見れば十分でしょう。彼女たちは自分たちの事だけでなく、ビルマ、ボスニアそしてダルフルの若い女性のために語っていることを知っています。私は委員会がH.Res.121を下院議会で表決できるよう、速やかに行動されることを求めます。この女性たちの強さと人間性、そして彼女たちが証言する真実は、この決議を阻止しようとするいかなる政治的圧力を凌駕するに違いありません。

ご清聴ありがとうございました。

###

オーストラリアの「慰安婦」の友人
ヤーン・ルフ・オヘルネ AO の陳述

米下院 外交委員会
アジア・太平洋・地球環境小委員会
「慰安婦」の人権の保護についての公聴会
2007年2月15日(木)

ファレオマバガ議長と小委員会委員のみなさま:

「慰安婦」の苦難について議会公聴会を開催してくださって有難うございます。今日、私は挺身隊協議会のイ・ヨンスさんと韓国アメリカン・サービス・教育コンソーシアムのキム・クンジャと共に私たちの物語を分かち合うことができ嬉しく思います。

さらに、私はマイケル・ホンダ議員が下院決議 121 を上程して下さったことを感謝したいと思います。決議は日本政府が「公式に」明白にあいまいなところのない謝罪を行うことを要求し、そして「歴史的な責任をとる」ことを求めています。また、私はエニ RH ファレオマバガ議長が証人を招待して下さったことに感謝します。彼は私たちに正義をもたらすことを望んで世界に向かって私たちが話せるようにして下さいました。

戦時下の女性としての私の経験は完全な人格の下落、屈辱および耐え難い苦痛の経験でした。第二次世界大戦中に、私は、日本軍のためにいわゆる「慰安婦」になることを強いられました。慰安婦とは性奴隷の婉曲な言い方です。

忘れられた人たち

私は現在インドネシアとして知られている旧オランダ領東インド諸島のジャワで1923年に生まれました。オランダ植民家族の4世でした。私は砂糖農園で成長し、とても素晴らしい幼年期を過ごしました。私はカトリック系学校で教育され、ジャワのサマランの聖フランシスコ教育大学を卒業しました。

1942年、私が19歳だった時、日本軍がジャワに侵入しました。何千人もの女性と子どもと共に、私は3年半日本の捕虜収容所に抑留されました。日本の捕虜収容所でのオランダ人女性の恐怖、残虐、苦痛そして飢餓について多くの物語が語られました。しかし、1つだけ語られなかった物語がありました。第二次世界大戦中に日本が犯した最悪の人権侵害の最も恥ずべき話:「慰安婦」、ジュウグンイアンプの物語です。女性たちがどのように意

志に反して旧日本軍に強制的にとらえられ、性のサービスを提供させられたかについてです。

私は2年間収容所にいました。1944年に、当時の最高位の日本人将校たちが収容所に到着しました。命令が出され、17歳以上の独身の女性は構内に一列に並ばされました。将校たちは私たちの方へ歩み寄りました。そして、選別過程が始まりました。彼らは列のあちこち歩きまわり、上から下までじろじろ見て、脚を見、スクイルを見、私たちのあごを上げ、そして10人の奇麗な少女を選びました。私は10人のうちの1人でした。私たちは前に出るように命ぜられ、私たちは連れていかれることになったから荷物を小さなバッグに詰めるように言われました。収容所の全員が抗議しました。また、私たちの母親たちは私たちを引き戻そうとしました。私は再び彼女に会えるかどうか知らずに、母親を抱きしめました。私たちは軍用トラックへ乗せられました。私たちはおびえ、バッグを握り締め、互いにしがみつきました。

トラックはスマラン市に止まりました、それは大きなオランダ植民地様式ハウスの前でした。私たちは、外に出ろと命じられました。私たちがハウスに入っすぐ、これがどんな種類のハウスだか分かりました。ある日本人が私たちは日本人の性的快楽のためだと伝えました。ハウスは売春宿でした。

私たちは大声で抗議しました。私たちは意志に反して、ここに来ることを強制されたと訴えました。彼らに私たちにこんなことをする権利はない、また、ジュネーブ条約違反だと訴えました。しかし、彼らはただ私たちをあざ笑い、好きなようにできると言いました。私たちは日本の名前を与えられ、寝室ドアに付けられました。

私たちはとても無邪気な世代でした。私はセックスに関して何も知りませんでした。売春宿の「オープニング ナイト」の恐ろしい記憶は生涯私の心を苦しめました。私たちは、食堂へ行くように命じられました。そして、ハウスが軍人でいっぱいだったのを見て、私たちはお互いにしがみつきました。私は助けになることを頼みにして祈祷書を持ち、少女たちをリードして祈りをしました。

その後、彼らは一人ずつ私たちを引きずって連れて行きました。私は寝室からの悲鳴を聞くことができました。私はテーブルの下に隠れましたが、すぐに見つかりました。私は彼に逆らいました。私は力いっぱい彼を蹴りました。私が彼に自分を与えなかったので、日本人将校は非常に腹を立てました。彼は剣を取り出し、それを私に向け脅迫しました。もし私が彼に降参しなければ、彼は私を殺すでしょう。私は追い詰められた動物のように、部屋の隅に体を丸めました。私は、死んでも構わないと彼に分かせました。私は彼に

祈りを言うことを許してくれと彼に懇願しました。私が祈っている間、彼は服を脱ぎ始めました。彼には私を殺す気はありません。死んだ私は彼にとって何の役にも立たないからです。

その後、彼は私をベッドに投げつけ、私の衣服すべてをはぎ取りました。彼は、私の裸の体の至る所に剣を走らせ、猫が鼠を扱うように遊びました。私は、まだ彼と戦おうとしました。しかし、彼は私の上にのしかかり、その体重で動けなくしました。彼がとても残忍な方法で私をレイプしたとき、涙が私の顔から流れ落ちました。私はこの行為に終わりがないのではないかと思いました。

彼がついに部屋を去った時、私は体中で震えていました。私は、残された衣類を集めて、バスルームへ逃れました。そこで、私は、他の少女たち数人を見つけました。私たちはみんなショックを打ちひしがれ、泣いていました。バスルームで、私は体から汚れと恥辱をすべて洗い流そうとしました。洗い流したかったのです。しかし、夜はまだ終わっていないかったです。まだ日本兵が待っていたのです。これが一晩中続きました。それはほんの始まりで、毎週、毎月続いたのです。

ハウスは完全に警備されていて、逃げ道はありません。時々、私は隠れようとしたが、いつも見つかり、部屋へ引きずられました。私はありとあらゆる手段を試みました。私はさらに髪の毛をすべて切りました。したがって、私は全く坊主頭になりました。もし私が醜くなれば誰も私を求めないだろうと思ったからです。しかし、私は好奇心の対象になり、彼らは全員、髪の毛を切った少女を望みました。それは逆効果だったのです。

私は日本人にやすやすとレイプさせませんでした。私は、彼ら一人一人と戦い、そして、私は繰り返し殴られました。いわゆる「慰安所」では、私は組織的に絶えず殴られレイプされました。性病検査のため検診に来る日本人医者でさえも、来るたびに私をレイプしました。また、私たちにもっと屈辱を味合わせるために、ドアと窓は開けたままでした。だから、日本人たちは、私たちが検査される様子を見ることができました。

「慰安所」にいた間中、日本人は私を虐待し、私を恥辱にまみれさせました。私にはぼろになった身体だけが残されました。日本人兵士は私の若い命をめちゃめちゃにしました。彼らは私からすべてをはぎ取りました。彼らは私の若さ、自尊心、尊厳、自由、持ち物そして私の家族を奪い取りました。

しかし、彼らが私から奪うことができなかったものが一つありました。それは神を信ずる私の信仰と神への愛でした。これは私のものでした。また、誰も私からそれを奪うことが

できませんでした。日本人が私に対して行ったすべてを越えて生き残ることを助けたのは私の深い信仰でした。

私は、彼らが私に行ったことについて日本人を許しました。しかし、私は忘れることはできません。60年の間、「慰安婦」は沈黙しました；彼女らは汚された、汚いと感じながら生きました。この女性たちのぼろぼろにされた命が人権問題になるのに60年かかりました。

「慰安婦」にとって、あの戦争は終わっていません。私たちはまだ悪夢を見ます。戦後、私の身体を元に回復するために大きな手術が必要でした。1992年には、韓国人の「慰安婦」が沈黙を破りました。キム・ハクスンさんが始めて告白しました。彼女たちが、日本政府の謝罪、補償、正義を求めて嘆願するのを私はテレビで見ました。私は彼女らを支援しようと決心しました。私は1992年12月に東京の国際公聴会で、日本の戦争犯罪についての沈黙を破り、第二次世界大戦における、最悪の人権侵害の1つを明らかにしました。それは忘れられた大虐殺だったのです。

過去16年間、私はオーストラリアと海外にいる「慰安婦」の苦難と戦火の渦中にある女性の保護のために疲れ知らずに働いてきました。今、時間はなくなりつつあります。60年経った今、「慰安婦」は正義を受ける資格があります。彼女たちは安部晋三首相自身の口から、日本政府から正式の謝罪を受ける資格があります。日本政府は自らの戦争犯罪に対して十分な責任をとらなければなりません。

1995年には、彼らは被害者に賠償するためにアジア女性基金を設立しました。この基金は「慰安婦」を侮辱するものでした。私を含む女性たちはそれを受けとることを拒否しました。この基金は民間基金でした。お金は政府ではなく民間企業から来ました。日本はその歴史と折合いをつけ、彼らの戦時中の残虐行為を認めなければなりません。彼らは過去に犯された誤りについて正確な歴史を教えなければなりません。

「慰安婦」生存者が話しをするのは重要なことです。小委員会の議長と委員のみなさま、

私は、私の話を分かち合うこの機会に感謝しています。私はこの発言によって、世界平和と和解に貢献することができることを、そして女性に対する人権侵害が二度と起こらないことを希望します。

ありがとうございました。

強制連行調査メーリングリストより 安原桂子氏訳

キム・クンジャの陳述

元慰安婦、ナムムの家と NAKASEC

2007年2月15日

下院外交委員会、

アジア太平洋地球環境小委員会

私の名前はキム・クンジャです。私は1926年ガンオン県ピョンチャンで生まれました。14歳で私は孤児になり、植民地警官チョイ・チュルジの家に預けられました。彼の「里子」として、私はチョイ家のために料理し、掃除をしました。私にはボーイフレンドがいて、私たちは結婚したいと思っていました。しかし、私が孤児だったので、彼の家族は反対でした。

私の人生を永久に変えた日を忘れられません。私は黒っぽいスカート、緑のシャツと黒い靴をはいていました。1942年3月、私は16歳でした。私は警官チョイによって家から追い出され、カネを儲けてこいといわれました。私は韓国人で軍服を着ている男に会いました。また、彼は、私を使いに出し、この仕事はカネになると言いました。私は彼についていきました。そうすると、彼は私に列車に乗るように命じました。貨車でした。私はどこに行くか知らずに貨車に乗り、そこで別の軍服の男と7人の他の若い少女たちに会いました。列車の他の車両には他の兵士たちがいました。しかし、停って列車から降りるまで、私は彼らを見ていません。の高そうなバッジを付けた日本人兵士がトラックで私たちを待っていました。兵士たちはトラックに乗り、私と他の少女はトラックの後部に乗せられました。

ついにトラックは古い宿屋のような家の前で止まりました。私は町の名前はフンチュン(中国)であると後で聞きました。次の夜、日本人将校が来ました。彼は日本語を話しましたが、は理解できませんでした。彼が私をレイプするまで、私は彼が何と言っているか、彼が何を望んだのか分かりませんでした。私が拒絶し抵抗した時、彼は私の顔をパンチし、殴って私の鼓膜を破りました。それは私がレイプされた多くの日夜の始まりでした。毎日のように、私は日本人兵士によってレイプされました。1日に20人の異なる兵士によってレイプされることも普通でした。また、時には40人もの兵士がいました。もし戦うか、レイプに抵抗したならば、私たちは兵士に罰されるか、殴られるか、刺されたでしょう。私たちが従順だったことを確かめる監督官がいて、もし私たちが抵抗すれば、私たちを罰しました。私の体には彼らから殴られた跡、又ナイフによる刺し傷の傷跡が永久に残っています。多くの兵士が、コンドームの着用を拒絶しました。

私たちは、彼らがコンドームを着用するようにと要求すれば殴られました。少女が妊娠し、

性感染症にかかることは普通でした。少女が妊娠したら、妊娠中絶を強いられました。私はそういう少女たちの1人でした。結局、私たちはコカシ(中国の町の日本名)と呼ばれる町の前線に移されました。私は今までより悪い状況なんて信じられませんでした。しかし、そこはもっと悪い状況だったのです。最前線の兵士たちは死ぬと信じていて、だから、彼らは、想像以上の残忍な行為を私たちに向け、恐れとストレスを発散しました。

この3年間の悪夢の後、戦争は終わりました。私は私の悪夢も終わりだと考えました。数年間の監禁と生命の脅威の後、私たちはただ去るように命じられました。私たちはお金もなく、何処にいたかも知らず、どうやって再び帰宅すれば良いのか分かりませんでした。他の6人の少女と私は中国国境へと歩きました。徒歩で白頭山まで行くのに数週間かかりました。それは中国と北朝鮮の国境にあります。私たちは、地面を掘って根や植物を食べることで生き永らえました。私たちは、生きるために国境近くのデウマン川を横断しなければなりませんでした。私たちが川を横断したとき、お互いの手を握り、しっかりと離れないようにしました。少女の1人は溺れましたが、私たちには彼女を救えませんでした。

私は、ついに故郷へたどり着きましたが、私はどこに行けば良いのか分かりません。私には家族も友達もいません。また、私はチョイ氏の家へ戻りたくありません。生きるために私はホステス・バーで働きました。そこで、私は再び昔のボーイフレンドに会いました。私たちは再び一緒にいたかった。しかし、私が孤児だったので、彼の家族はまた反対しました。家族からの圧力と困難に屈して、彼は自殺をしました。彼の死後、私は彼の子どもを身ごもっていることを知りました。彼の家族と町の人々は私のボーイフレンドの自殺のことで私を非難しました。そこで私はソウルへ行くことにしました。私は、最初にホステス・バーで働き、次にハウスキーパーの仕事を見つけました。私は女兒を出産しましたが、たった5か月生きただけでした。

私がハウスキーパーとして稼いだすべての金を、私は宗教的なヒーリングのために使ってしまった。なぜ運命が私に対してこれほど残酷だったのかその理由を私は本当に知りたかったのです。私はヒーリングと答えを仏教寺院、世界の教会そして他の宗教に求めました。私は今カトリック教徒です。政府社会福祉事業が最終的に私をナムムの家(元慰安婦のためのホーム)に紹介してくれました。そこに私は今住んでいます。

私の体には若い少女時代の3年間から、非常に多くの身体的な傷跡と暴力の痕跡が残っています。私には消すことができない記憶もあります。これらの肉体的・感情的な傷跡に加えて、日本政府は毎日のように私を苦しめ罰し続けています。日本政府はこれらの収容所の存在や私と他の若い少女になされたことの真実を否定し続けています。あの戦争は終わりました。しかし62年間、私は心の傷を抱えて生き続けなければなりませんでした。

日本政府はこれらの野蛮な行為を否定するだけでなく、私たちが自発的に繰り返されたレイプや拷問に従ったと主張します。日本政府は私たちをあたかも人間でないかのように扱い続けます。私は日本政府の職員も父や母だと信じます。もし彼らの娘が私のような状況にいたら、彼らは同じように振舞うでしょうか。私たちは若いときに、そこに引きずり込まれました。そして若さを奪われました。若い少女としての、無邪気さと若さはぶちのめされ、私たちの声と助けを求める叫びは消され、日本人兵士の悪臭で覆われたのです。今、老いた女性として、私たちは肉体的には虚弱かもしれませんが、その若い少女たちの声を代弁するだけの精神の強さを持っています。

日本政府はその犯罪と残虐行為を認めて、それに対する責任を認めなければなりません。日本政府が私たちすべての死を待っているだけとしたら、それは間違いです。18人の元慰安婦が昨年死にました。多数が死にました。しかし、私たちの記憶と歴史は若い世代の声とホンダ議員がなされたような書面による決議の中に生き続けます。日本政府は公式に謝罪し、賠償をすべきです。賠償は、日本政府のこれらの残虐行為の認識と責任の象徴です。

私は81歳です。金銭は私の人生を変えませんし、私の傷跡を治しませんし、私の記憶も変わらないでしょう。私は、過去に韓国政府から金銭を受け取りました。

しかし、私は、1億ウォン(およそ100,000米ドル)を寄付しました。色々な慈善事業や基金(特に孤児と孤児院関連のプロジェクト)に寄付しました。私は、孤児だったので、若い少女として教育を受けられず、勉強できませんでした。もし教育を受けられたら、恐らく、私は若い少女としてあのような状況にいなかったでしょう。

私は賠償から来るお金を望みません。私は賠償が象徴する日本政府の責任を望みます。政府は人権侵害と戦争犯罪に払うべき代償があることを知らなければなりません。政府は私たちの体と私たちの無邪気さが実際に価値あるものであることを知らなければなりません。政府は私たちが忘れないことを知らなければなりません。私と「ナムムの家」で暮らしている9人がいます。

私たちはすべて80代です。時間は私たちから滑り落ちていきますが、私たちの理想や運動には時間があります。私たちは始めた運動と私たちすべてが経験した耐えられない苦痛に米国議会が関心を持ってくださることを痛感しています。私の希望は決議ができるだけ早く通過することです。そして、それが日本政府へ犯罪を認めて、謝罪と賠償を含む公式の正義を提供しなさいという強いメッセージを送ることです。

強制連行調査メーリングリストより 安原桂子氏訳

慰安婦問題：「過去の謝罪に時限はない」

『日慰安婦謝罪決議案』を提出したホンダ米下院議員

「過去の過ちを謝罪し和解するのは、いくら遅れても決して遅くはない」

日系3世で日本政府に対する慰安婦謝罪要求決議案を米議会に提出したマイク・ホンダ下院議員は8日、「日本政府の明快ではっきりとした公式の謝罪」を促すとし、このように述べた。

ホンダ議員はワシントン駐在記者との共同電話インタビューで、慰安婦決議案が日米関係に悪影響を及ぼすとの反対派の主張に対し、「日本のような民主主義国家にとって過去の過ちを認めるのは成熟した振る舞いだ。アジアの国々が過去の問題について和解すれば未来によりよい関係を築くことができるだろう」と述べた。

ホンダ議員は1942年、米国と日本が戦争中に日系という理由で家族と共に収容所に入れられた。この経験から教師時代に「過去に起こった事実を学生たちに教えるべき」と悟ったという。「そのためには過去の事実をそのまま認め、そのすべてを教えなければならない」とも語った。また1988年にレーガン大統領が日本人の強制収容について米国を代表し公式に謝罪した事実を引き合いに出し、「日本は自らの過去に対して首相が認めるなど、他のやり方で謝罪したと主張するが、謝罪のための日本政府の真の努力はなかった」というのが彼の指摘だ。

今回ですでに3回目となる慰安婦決議案の提出について、「10年前に慰安婦問題を知り、慰安婦だったハルモニたちが高齢となり亡くなりはじめたことから時間がないと思った」という。

ホンダ議員は昨年提出した決議案が常任委員会の下院国際関係委員会まで通過したにもかかわらず日本のロビーにより本会議で廃案となったことについて、「今回は本会議への上程権を握っているペロシ下院議長も個人的に決議案を指示しているだけでなく、過去に共同署名したこともある。3月末までに決議案が本会議で採択されることを望んでいる」とも語った。彼は今回の決議案を通過させるために「賠償」についての要求を意図的に削除したとも伝えられている。

決議案が下院を通過しても日本の首相が謝罪しなければどうするのかとの質問に対しては、「私たちが喜んで日本に行き、議員たちとこの問題について討論する機会を持ちたい」と答えた。日本側は今回もワシントンの著名なロビー専門の法律会社や前職の下院議長などを動員して通過阻止のために必死の努力を傾けているという。

- ホンダ議員とは

米国カリフォルニア州生まれの日系3世。第2次大戦当時に強制収容所に入れられた経験を持つ。66歳。教師や校長としての経歴を持ち、1996年に州議会議員となり2000年には連邦下院議員に当選した。1999年の州議会議員当時、単に謝罪だけを要求する今回の連邦議会決議案よりもはるかに強い内容の決議案を州議会に提出し通過させた。当時の日本総領事館員はホンダ議員の行動を防げなかったという理由で全員が本国に召還されたという経緯もある。民主党所属で下院では最も影響力のある歳出委員会のメンバーで、議会ではアジア太平洋地域出身の米国議員総会議長も務めている。日本の過去についての批判的な視覚で中国では大きな人気を得ており、2001年の9・11事件以後は米国のムスリムに対する偏見に抵抗してきたことでも知られる。

ワシントン＝許容範特派員

(朝鮮日報 07年2月10日 総合面)

日本軍「慰安婦」問題に関する声明

現在、アメリカ議会下院において、日本軍「慰安婦」問題に関する決議案（H.Res.121）の審議が行なわれている。これに関連し日本国内で、麻生太郎外務大臣をはじめ政府・自民党の関係者から、日本軍「慰安婦」問題に関する基礎的な事実を否認しようとする発言が続いている。また、これまで日本政府が、1ヵ月当たり6万ドルもの巨費でロビイストを雇い、日本軍「慰安婦」決議をめぐるアメリカ議会の審議に影響を与えようとしてきた事実なども、各種報道機関によって伝えられてきた。

こうした事態を放置しておく、歴史的事実が歪曲されるだけでなく、日本社会の国際的な信用を大きく失墜させることになりかねない。決議案の提案議員たちが強調するのも、決議の採択が日米関係の強固な結びつきをそこなうどころか、むしろ日本軍「慰安婦」決議による「慰安婦」問題の解決促進が、東アジアの平和にとってよい影響をおよぼすだろうという期待である。

上記のような日本政府・与党の動きを憂慮し、私たちは、すでに明らかになっている以下の事実を改めて確認し、日本政府および関係者が適切な行動をとるよう要請する。

①日本軍「慰安婦」制度に関する旧陸海軍や政府関係資料は、すでに数多く開示されている。これら資料によればこの制度は、旧日本陸海軍が自らの必要のために創設したものであり、慰安所の開設、建物の提供、使用規則・料金などを軍が決定・施行し、運営においても軍が監督・統制した。個々の「慰安婦」について、軍はその状況をよく把握していた。

②「従軍慰安婦」という言葉が当時なかったという理由で、「慰安婦」の存在自体を否定しようとする議論がなされている。しかし当時の軍の文書においても「慰安婦」「軍慰安所従業婦」「軍慰安所」などの言葉が使われていた。従って、日本軍部隊のために設置された慰安所に拘束された女性を、「従軍慰安婦」あるいは日本軍「慰安婦」という言葉で表すことは、「慰安婦」という用語自体のもつ問題性を別にすれば、何ら問題ではない。

③日本軍「慰安婦」とされた女性たちのうち、当時日本の植民地であった朝鮮・台湾の女性たちは、売買され、だまされたりなどして国外へ連れていかれ、慰安所で本人の意思に反して使役された。これは、人身売買や誘拐罪、また当時の刑法でも国外誘拐罪・国外移送罪と呼ばれる犯罪に該当した。その実行は、主として植民地の総督府または軍の選定した業者などが直接行なったが、占領地で慰安所を設置した軍も、人身売買や誘拐などの事実を知っていたと考えられる。

④日本軍「慰安婦」とされた女性たちのうち、中国・東南アジア・太平洋地域の女性たち（インドネシアで抑留されたオランダ人女性を含む）は、人身売買だけでなく、地域の有

力者から人身御供として提供され、あるいは日本軍や日本軍支配下の官憲によって拉致されて慰安所に入れられるケースもあり、本人の意思に反して強制使役された。慰安所を設置した占領地の軍が、これらの事実を知らなかったとは考えられない。

⑥日本軍「慰安婦」とされた女性たちの中には、相当高い比率で未成年の少女たちがいた。未成年の少女の場合、慰安所での使役は強制でなく本人の自由意志による、と主張することは、当時日本が加盟していた婦人・児童の売買禁止に関する国際諸条約に照らしても、困難である。

⑦戦前の日本にあった公娼制度が、人身売買と自由拘束を内容とする性奴隷制であったことは、研究上広く認識されている。公娼とされた女性たちに居住の自由はなかった。廃業の自由と外出の自由は法令上認められていたが、その事実は本人に知らされず、また行使しようとしても妨害を受けた。裁判を起すことができた場合も、前借金を返さなければならぬという判決を受けて廃業できず、その苦界から脱出することができなかった。

⑧日本軍「慰安婦」制度は、居住の自由はもちろん、廃業の自由や外出の自由すら女性たちに認めておらず、慰安所での使役を拒否する自由をまったく認めていなかった。故郷から遠く離れた占領地に連れて行かれたケースでは、交通路はすべて軍が管理しており、逃亡することは不可能だった。公娼制度を事実上の性奴隷制度とすれば、日本軍「慰安婦」制度は、より徹底した、露骨な性奴隷制度であった。

⑨被害女性たちへの「強制」の問題を、官憲による暴力的「拉致」のみに限定し、強制はなかったという主張もみられるが、これは人身売買や「だまし」による国外誘拐罪、国外移送罪など刑法上の犯罪を不問に付し、業者の行為や女性たちの移送が軍あるいは警察の統制下にあったという事実を見ようとしない、視野狭窄の議論である。なお、慰安所でのいたましい生活の中で、自殺に追い込まれたり、心中を強要されたり、病気に罹患したり、戦火に巻き込まれるなどして死亡した女性たちが少なくなかったことも指摘しておきたい。

⑩日本政府は、日本軍「慰安婦」問題についてすでに謝罪していると弁明している。たしかに「アジア女性基金」を受け取る元「慰安婦」の方々に、その時々、総理大臣が署名し、「心からおわびと反省の気持ちを申し上げます」と記した手紙が渡された。しかし、この手紙は、法的責任と賠償責任を否認した上で、「道義的な責任」しか認めていない。日本政府の用語法で「道義的な責任」とは、法的責任への否認を暗に含んだ軽い責任を意味する。いったん「内閣総理大臣の手紙」を受け取ったのち、表面的な謝罪にすぎないことに気づき、元「慰安婦」が日本大使館に手紙を突き返した事例も報告されている。

⑩上記「内閣総理大臣の手紙」は、「おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝える」とも記している。しかし、かつて中学校歴史教科書のすべてに記載されていた日本軍「慰安婦」の記述は、現行の教科書からすべてなくなった。当時の文部科学大臣はこれをみて、教科書から「慰安婦」の記述が「減ってきたのは本当によかった」と述べた。また安倍晋三首相をはじめ現在の政府・自民党の要職についている少ない政治家が、当時、歴史教科書から日本軍「慰安婦」の記述を削除させ、あるいはそうした記述のある教科書を学校で使わないようにさせる活動をおこなってきたことは周知の事実である。日本政府は、「内閣総理大臣の手紙」で表明した約束さえ履行していないのである。

私たちは、上記の事項が正しく認識され、日本軍「慰安婦」問題が根本的に解決されることを強く願うものである。

2007年2月23日

日本の戦争責任資料センター

共同代表	荒井信一（茨城大学名誉教授）
	吉見義明（中央大学教授）
	藍谷邦雄（弁護士）
	川田文子（文筆家）
事務局長	上杉 聡（関西大学講師）
編集長	吉田 裕（一橋大学教授）
研究事務局長	林 博史（関東学院大学教授）